

長寿命化計画 (農道・橋梁編)

令和3年3月

笛吹市役所 産業観光部 農林土木課

目次

第1章 長寿命化計画策定の背景と目的、位置づけ	2
1 策定の背景と目的.....	2
2 笛吹市公共施設等総合管理計画と長寿命化計画の関係.....	3
第2章 長寿命化計画の対象施設と計画期間	4
1 長寿命化計画の対象.....	4
2 計画期間.....	4
第3章 長寿命化計画の対象を取り巻く現状と課題	5
1 現状.....	5
2 現在の課題.....	5
3 将来の課題.....	5
第4章 管理に関する基本方針	6
1 インフラの考え方.....	6
2 長寿命化に向けた基本方針.....	6
第5章 評価の方法	8
1 機能の必要性.....	8
2 優先度.....	9
第6章 個別施設管理方針等	9
1 優先度に応じた対策.....	9
2 個別施設管理方針.....	10
第7章 今後の対応方針と本計画の実現に向けて	17

第1章 長寿命化計画策定の背景と目的、位置づけ

1 策定の背景と目的

笛吹市は、人口減少、少子高齢化が進行しており、この傾向は、今後も続くものと予測されます。

また、財政状況が厳しさを増すなか、新たな行政ニーズに応えるとともに、引き続き質の高い行政サービスを提供していく必要があります。

一方、市の公共施設は、合併前の旧町村において、その時々々の行政ニーズに応じて類似した施設を整備したため、更新時期が一定の時期に集中することが懸念されています。

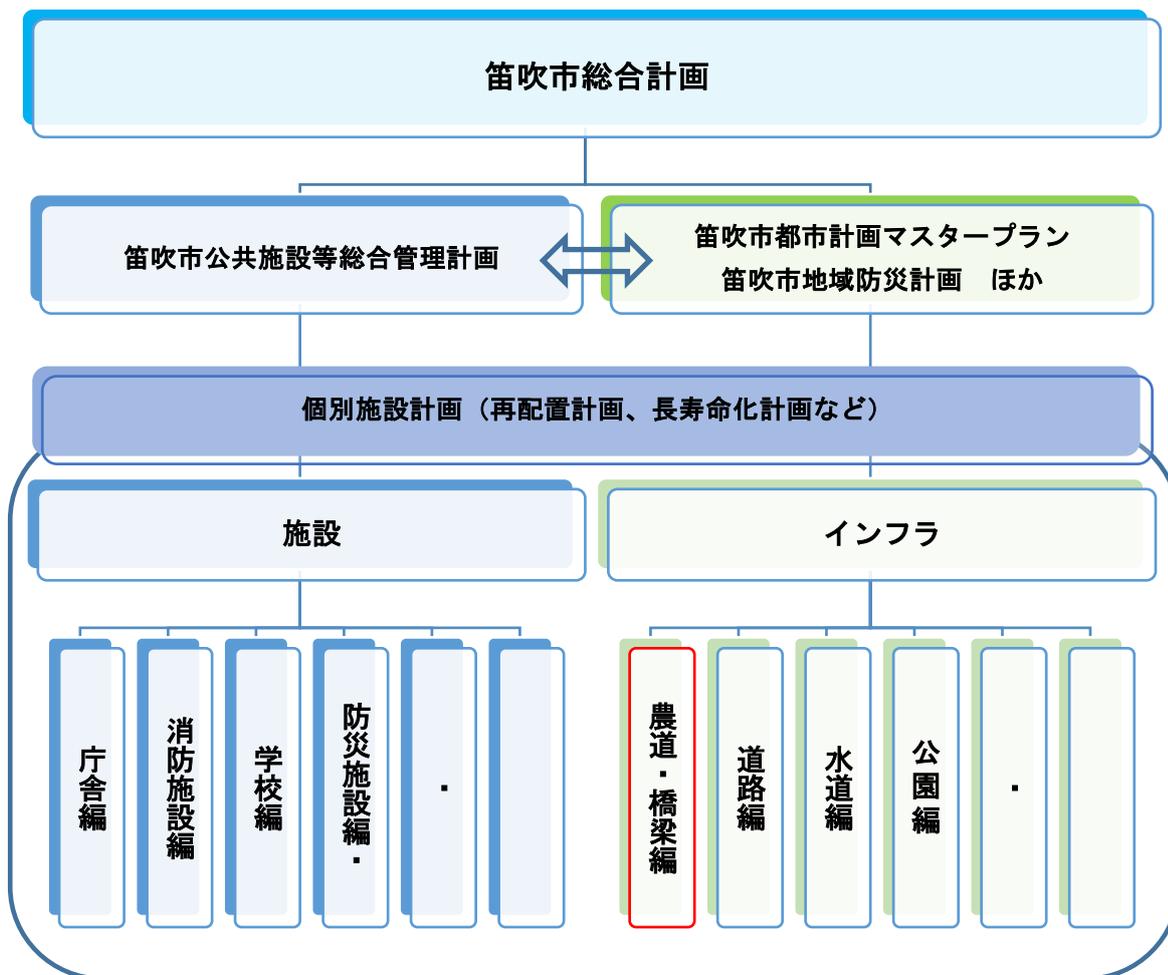
平成29年2月に策定した「笛吹市公共施設等総合管理計画」では、公共施設の将来更新費と財政の見通しについて比較を行い、削減に向けた基本方針、施設類型別の管理に関する基本的な考え方を示しました。

今後、ますます厳しさを増すことが見込まれる財政状況からも、普通建設事業費の削減は必須であり、利用者の居住地域を想定する中で、公共施設の配置、インフラの長寿命化について、具体性を持った計画の策定が必要となっています。

本計画は、これらの背景や方針を踏まえ、農道やそれに架る橋梁に必要な機能を効率的に維持するため、中長期的な維持管理や改修等に係る更新コストの削減と平準化を目的として長寿命化計画（農道・橋梁編）を策定します。

2 笛吹市公共施設等総合管理計画と長寿命化計画の関係

本計画では、笛吹市公共施設等総合管理計画を具体的に推進するため、各施設やインフラの状況、果たしている機能や役割、対策の優先順位を明確化し、施設の複合化、集約化、転用や廃止、点検や修繕、更新の方向性を明記した具体的な計画として位置付けます。



第2章 長寿命化計画の対象施設と計画期間

1 長寿命化計画の対象

(1) 保有資産の状況

令和元年度末現在におけるインフラの保有状況は次のとおりです。

① 農道

区分		保有量		
道路		路線数	延長 (km)	面積 (万㎡)
	幹線農道	1	2.3	1.8
	重要農道	3	6.4	70.4
	一般農道	205	204.77	484.7
合計			213.47	546.9

② 橋梁

区分		保有量		
橋梁		路線数	延長 (m)	幅員 (m)
	幹線農道	8	240.36	2.60~11
	重要農道	16	455.2	8.6~10.8
	一般農道	91	918.56	2.14~13
合計		115	1614.12	

(2) 施設等の配置

別紙路線網図のとおり。

2 計画期間

本計画の対象期間は、2021年から2030年の10年間とします。

第3章 長寿命化計画の対象を取り巻く現状と課題

1 現状

人口減少が進む中、高齢者人口は、2040年まで増加すると推計されており、高齢化が進んでおり、特に専業農家については、60歳以上が大半を占めています。

農家戸数においては、平成27年4,418戸に対し、令和7年見通しで4,303戸と推計されており、減少傾向にあります。

最近の就農者の動向としては、第1次産業以外からの定年退職や離職により50歳～65歳の兼業から専業への移行の就農者が多い状況です。

また、若年層における新規就農者人口は少ない状況であり、作付面積も減少しています。

このため、農業者の高齢化が進み、若年層へ就農や農業経営が移行しなければ、労力の衰退により現在の耕作農地の作付面積を維持することは困難であり、減少することが予想されます。

2 現在の課題

農道及び橋梁のうち、市で維持管理している幹線農道と重要農道があります。

また、その他農道は、そこで生活・営農している人が共同作業しながら管理をしています。地域人口の減少や高齢化により、各施設の維持管理が困難な状況になりつつあり、市の負担が増える傾向です。

また、橋梁については、市内100箇所以上あり、市が日常点検や必要に応じ補修を実施していますが、修繕の頻度は増加傾向です。

3 将来の課題

農地の荒廃化については、中山間地域から中間地域、平地農地へ拡大してくると想定されます。将来的に平地へ拡大した場合は、中山間地域においては、ほぼ農地が無くなっているものと想定され、人口の流出などその地域の住民についてもほとんど居ない状況であると考えられ、農産業ばかりでなく市全体の問題となっています。

農道・橋梁の更新においては、限られた財源の中、衰退しつつある地域をどこまで対処していくのか、そのまま現状の施設の維持のみ行うのか検討する必要があります。中山間地域の人口減少は、行政における維持管理箇所の増加につながり、それに伴う維持費の増加が予想されます。

第4章 管理に関する基本方針

1 インフラの考え方

農道は、農業利用を主目的として整備される道路であり、農業生産の近代化による農業機械や肥料の搬入、農産物の搬出や出荷の流通を効率的に行うため整備され、農業を営む市民にとって、必要不可欠なものです。

また、干ばつや少雨の際活用する畑かんの収容空間としても重要な役割を担っています。

現在、幹線農道として、東山フルーツライン 1 路線 総延長 2.3km、橋梁 2 橋、重要農道として、第二農免道 3 路線 総延長 6.4km、橋梁 16 橋、その他農道 1,508 路線 総延長 264.7km、橋梁 159 橋を維持管理しています（平成 30 年 2 月末現在）。

また、現在存在する農道について、農業用よりも地域間の主要な道路としての利活用されている農道は、市道へ移管をすることや、農道沿線が農地としての受益が無い場合や、利用が無い、及び維持管理が行われていない場合は、農道認定を廃止することも検討をする必要があります。

2 長寿命化に向けた基本方針

幹線農道である「東山フルーツライン」は、職員による年 1 回以上の定期的な点検により補修を行う予防保全型の管理を行います。また、中央自動車道水路橋は、5 年に 1 回の橋梁点検を実施します。

重要農道である「第二農免農道」については、職員によるパトロール（巡回）によって状況を把握したのち維持管理の必要性について判断する現況把握型の管理を行います。

一般農道の路線であるその他の農道については、パトロールや通報による補修を前提とした事後保全型の管理を行います。このうち、幅員 4.0m 未満かつ未舗装の農道については、受益者が限られていることから、原材料支給による隣接者の管理について検討を行います。

通行量が多い農道については、今後、大規模な改修が必要と予測されることから、基準を定め、計画的な改修を実施します。

橋梁についても、幹線農道及び中央自動車道水路橋では、予防型管理とします。

重要農道である、第二農免農道については、現状把握型管理とし、一般農道については、事後保全型の管理を行い、長寿命化を図ります。

新規路線の整備は、政策的に位置づけられた農道及び橋梁を重点的に整備することとし、その他路線の整備については、路線の重要性を総合的に判断し実施することとします。

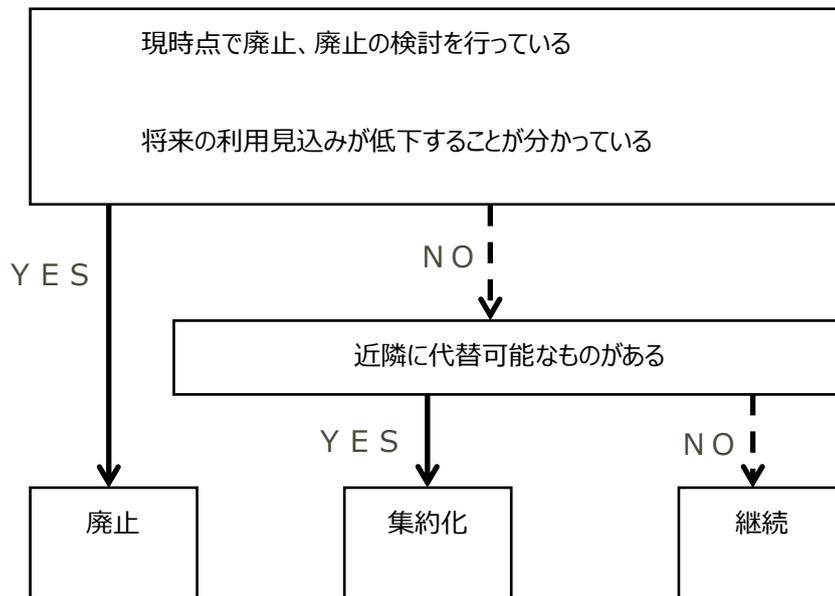
第5章 評価の方法

1 機能の必要性

次の基準により分類を行います。

分類	基準
廃止	現時点で廃止が決定している 現時点で廃止の検討を行っている 将来の利用見込みが低下することが分かっている 利用実態の無いことが明らかである
集約化・統合	上記の基準以外で、近隣に代替可能（迂回可能）な道路、橋梁等がある
継続・維持	上記の基準以外で、 ライフラインとして必要不可欠なもの 法令等で義務付けられているもの ネットワーク上継続しなければならないもの

《フロー》



2 優先度

次の基準により優先度を定めます。

農道、橋梁

優先度	基準
高	幹線農道、同農道に架かっている橋梁、中央自動車道にある水路橋、及び国道 137 号線跨道橋
中	重要農道及び重要農道に架かっている橋梁
低	上記以外の農道及び上記以外の農道

第 6 章 個別施設管理方針等

1 優先度に応じた対策

第 5 章 2 で定めた優先度に応じた対策は、次のとおり行います。

優先度	対策	具体的な方法
高	予防保全型	点検で見つかった損傷や劣化した箇所について、報告に基づき、損傷や劣化が進行する前に修繕を行う。
中	現況把握型	パトロールで見つかった損傷や劣化した箇所について、現地確認、必要性を判断の後、修繕を行う。
低	事後保全型	パトロールや通報により、損傷した箇所の修繕を行う。

2 個別施設管理方針

「路線種別ごとの評価」「工程表」は、次のとおりです。

個別施設方針【1/3】

農道

NO	施設名称 (路線名等)	種別	路線の 位置 (地内)	延長(km)	面積(m ²)	基準による 分類	優先度	対策の基準	備考
1	農道4-6008号線	幹線農道	春日居	2	21,000	継続	高	高	東山フルーツライン
2	農道4-2028号線	重要農道	御坂	1	9,900	継続	中	中	第二農免
3	農道4-3087号線	重要農道	一宮御坂	2	20,900	継続	中	中	第二農免
4	農道4-2036号線	重要農道	御坂八代	4	39,600	継続	中	中	第二農免
5	その他農道	一般農道	市内	205	484,470	継続	低	低	
6	県営事業分	一般農道	市内	10	50	継続	低	低	

個別施設方針【2/3】

橋梁

NO	施設名称 (路線名等)	種別	路線の 位置 (地内)	延長(m)	幅員(m)	基準による 分類	優先度	対策の基 準	備考
1	笈方橋	幹線	春日居	42.30	10.95	継続	高	高	東山フルツライン
2	大塚水路橋	幹線	一宮	43.30	4.85	継続	高	高	(跨)中央自動車道
3	塩田水路橋	幹線	一宮	38.94	9.50	継続	高	高	(跨)中央自動車道
4	国分第三水路橋	幹線	一宮	38.02	10.50	継続	高	高	(跨)中央自動車道
5	樽置沢下橋	幹線	御坂	22.70	5.20	継続	高	高	(跨)国道137号
6	坂野橋	幹線	御坂	20.60	5.20	継続	高	高	(跨)国道137号
7	山沢川橋	幹線	春日居	12.70	11.00	継続	高	高	東山フルツライン
8	四ツ沢大橋	重要	八代	101.00	11.00	継続	中	中	第二農免
9	桜田橋	重要	八代	15.50	8.68	継続	中	中	第二農免
10	矢沢五の橋	重要	八代	20.00	8.68	継続	中	中	第二農免
11	新浅川橋	重要	八代	32.60	9.60	継続	中	中	第二農免
12	平沢大橋	重要	御坂	24.10	8.90	継続	中	中	第二農免
13	三光院橋	重要	御坂	16.00	8.70	継続	中	中	第二農免
14	やすらぎ橋	重要	御坂	33.70	8.70	継続	中	中	第二農免
15	夢の懸橋	重要	御坂	33.60	8.70	継続	中	中	第二農免
16	大天狗橋	重要	御坂	41.20	8.70	継続	中	中	第二農免
17	桂野橋	重要	御坂	18.00	11.20	継続	中	中	第二農免
18	若宮橋	重要	御坂	69.00	11.00	継続	中	中	第二農免
19	川向橋	一般	御坂	29.83	3.60	継続	低	低	
20	向山橋	一般	御坂	16.25	5.90	継続	低	低	

個別施設方針【3/3】

NO	施設名称 (路線名等)	種別	路線の 位置 (地内)	延長(m)	幅員(m)	基準による 分類	優先度	対策の基準	備考
21	大文字橋	一般	一宮	40.00	5.20	継続	低	低	
22	丸山橋	一般	一宮	29.60	6.20	継続	低	低	
23	狐新居下橋	一般	一宮	20.24	2.30	継続	低	低	
24	下橋	一般	春日居	22.60	5.80	継続	低	低	
25	中原橋	一般	一宮	30.20	6.20	継続	低	低	
26	天神原橋	一般	芦川	21.50	4.20	継続	低	低	
27	矢名目橋	一般	芦川	18.60	4.20	継続	低	低	
28	唐土橋	重要	御坂	6.70	8.70	継続	中	中	第二農免
29	室部橋	重要	御坂	8.10	8.70	継続	中	中	第二農免
30	神有橋	重要	御坂	11.50	8.70	継続	中	中	第二農免
31	無名橋(若宮)	重要	御坂	14.40	8.70	継続	中	中	第二農免
32	温泉橋	重要	御坂	9.80	10.80	継続	中	中	第二農免
33	新上宿第1橋水路橋	幹線	御坂	21.80	2.60	継続	高	高	(跨)国道137号
34	その他橋梁	一般	市内	539.74	399.86	継続	低	低	94橋
35	県営事業分	一般	市内	150.00	6.00	継続	低	低	15橋

第7章 今後の対応方針と本計画の実現に向けて

市民等からの通報、定期的な点検や職員によるパトロールの結果等を反映し、適切な維持管理や修繕により、農道や橋梁の安全確保を図るとともに、インフラの長寿命化に取り組みます。また、本計画に基づき、効率的かつ効果的なインフラ管理を進めていくため、PDCA サイクルを活用した計画の進行管理を行うとともに、本計画の推進に影響を及ぼす諸条件に大きな変化がある場合には、計画の見直しを行います。

個別施設計画
(農道・橋梁編)
令和3年3月

発行・編集：笛吹市役所 産業観光部 農林土木課